

○山口県警察における警察体力検定等の実施に関する訓令

平成15年6月11日

本部訓令第23号

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察体力検定及び体力テスト（以下「警察体力検定等」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(種目)

第2条 警察体力検定の種目は、J A P P A T (Japan Police Physical Ability Test)とする。

2 体力テストの種目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 握力
- (2) 上体起こし
- (3) 長座体前屈
- (4) 反復横とび
- (5) 20メートルシャトルラン
- (6) 立ち幅とび

(実施対象等)

第3条 警察体力検定等は、警察官を対象として実施するものとする。

2 警察官は、毎年度、原則として警察体力検定等を受検するものとする。

(警察体力検定を受検することができない者)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、警察体力検定を受検することができない。

- (1) 次に掲げる疾患があり、治療中の者、治療を要する者若しくは経過観察中の者又は当該疾患について既往病の者
 - イ 心疾患
 - ロ 脳血管疾患
 - ハ その他受検に支障を来すと認められる疾患
- (2) 受検に支障を来すと認められるけがをしている者
- (3) 当直勤務又は当番勤務を終了した者

(事前トレーニングの実施)

第5条 警察官は、警察体力検定等を受検するに当たり、計画的にトレーニングを実施するよう努めるものとする。

(健康状態の確認)

第6条 所属長は、警察体力検定等を実施するときは、受験者の健康状態を確認しなければならない。

2 所属長は、前項の規定により受験者の健康状態を確認した場合において、受検させることが適当でないと認めるときは、警察体力検定を受検させてはならない。

(受検結果の評価)

第7条 警察体力検定等の受検結果（以下「受検結果」という。）は、実施日の属する年度の末日をもって評価するものとする。

2 前項の規定による評価は、別に定める基準によるものとする。

(受検結果の報告)

第8条 所属長は、受検結果を警務部教養課長に報告しなければならない。

(受検結果に基づく指導)

第9条 所属長は、受検結果を踏まえ、受験者に対し、体力レベルを認識させるとともに、体力の維持又は向上を図るよう指導するものとする。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、警察体力検定等の実施に関し必要な細目は、別に定める。